

### 第3回 尾張北部環境組合公害防止準備委員会 議事録（要旨）

日時 令和元年12月23日（月）午後2時～

場所 江南市防災センター2階 防災セミナー室

#### ● 出席者等

出席者：18名 欠席者：0名

No	委員	役職等
1	野呂 浩伸 委員	中般若区 区長
2	馬場 盛吉 委員	中般若区 副区長
3	伊神 眞一 委員	草井区 区長
4	須賀 藤隆 委員	草井区 副区長
5	石原 博 委員	般若区 区長
6	中野 太四 委員	般若区 副区長
7	市川 和正 委員	小淵区 区長
8	北折 博 委員	小淵区 副区長
9	小室 欽也 委員	南山名区 区長
10	黒木 英夫 委員	南山名区 副区長
11	米田 和司 委員	山那区 区長
12	大滝 雅男 委員	山那区 副区長
13	林 進 委員	岐阜大学名誉教授
14	永井 恵三 委員	犬山市経済環境部長
15	武田 篤司 委員	江南市経済環境部長
16	宇野 直樹 委員	大口町産業建設部長
17	澤木 俊彦 委員	扶桑町産業建設部長
18	阿部 一郎 委員	江南市環境課長

傍聴者：6名

## 1 挨拶

## 2 議事

自主規制値（案）について

（事務局より資料1を用いて説明）

（事務局）

排ガスについて補足する。

安全については、法規制値を守ることによって得られるが、さらにその上で、安心のために独自の自主規制値を定めている。当施設もそれに倣いたい。第1回委員会でなぜ50ppmなのかという質問があった。その際、排ガス処理は乾式処理で対応できる、特別な設備が不要であり、法規制より低く、近隣施設で採用されている件数が多いことを基に、自主規制値を提案した。

提案した数値は当然法規制値よりも断然厳しい値として提案しており、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物はそれぞれ50ppmとしている。

硫黄酸化物については、20ppmを採用している施設も多くあるようだが、20ppmまで落とすと乾式で処理できない、または薬剤の量と、それに伴う焼却灰の発生量増加があるため、硫黄酸化物は50ppmを提案した。窒素酸化物は50ppmと30ppmを採用している施設が多くあるが、30ppmまで落とすには脱硝反応塔という別の設備が必要になる可能性が高く、設備面積も増加することから、特別な設備を設置しないという考え方から50ppmとした。

また、安心については、環境影響評価による影響の評価、モニタリング、外部からの監視等をおこなっていく。地元の方から立ち入り検査の要望があれば、操業や安全性に問題の無い範囲で応じていく。

また、万が一排ガス濃度が自主規制値を超えた場合は速やかに施設の操業停止や操業時間の短縮を行い、必要な対策をするまでは再開しない。

このように数値だけではなく、皆さんに監視していただきながら、安心を築いていきたい。

以上のことから、先ほど提示した数値を提案した。

（委員長）

自主規制値の考え方が示され、p.15が法の規制値以下とするという事務局提案である。

（委員）

騒音・振動の自主規制値について、計画地の敷地境界から堤防道路を挟んで30mに民家があるにもかかわらず、堤防道路があるから法規制値（市街化調整区域）という説明では納得できない。

（事務局）

用地が幹線道路沿いに当たるため、敷地境界で数値を測る場合に、自動車の音を拾ってしまう懸念があるため、法律どおりの値とした。

(委員長)

環境影響評価では、発信源からの離隔距離で計算されると思うが、ここで決めるべきはそれではなく、発生源での規制値をどうするかということ。

用地選定委員会の委員長も担当したが、4市町から出された候補地案について、都市計画上の用途や周辺施設状況などをチェックして、建設され稼働した場合に想定される影響を評価した。市街化調整区域に設置する場合などもチェックした上で選定した。過去の委員会で決定したことの後戻りはできない。

現実的な部分として、規制値は上限値なので、それ以下で運転されることになる。硫黄酸化物などもごみ質によって変動することも含めて、環境基準よりも厳しい値が提案されている。

50ppm と決まると、メーカーはどこまで下げられるかという競争となる。一方で、無理のある値で決定すると、予算に見合えばやりますよとなってくる。

(委員)

小牧岩倉衛生組合の処理能力は、当施設とほぼ同様であるが、本施設より厳しい値を採用している。費用が高くなるからという理由でそれより甘い基準になっているということは、金額ありきで自主規制値を設定したように見える。

平成 27 年度以降に稼働している直近の施設の自主規制値をインターネットで調べたが、かなり低い値である。今回、なぜそれより高い値で最終提案されたのか。今回の施設は 30 年間稼働する計画であるとどこかで聞いた。建設は令和 7 年のようだが、それまでに技術はさらに進む。今できる値より緩い規制値とすることは、技術の流れに逆戻りしているように見える。

説明を聞いて、判断材料としたい。

(事務局)

予算から規制値を導いたということはない。

(事務局)

直近の施設の例とは、名古屋市の北名古屋清掃工場のことではないかと思うが、自主規制値については、同じ名古屋市の鳴海工場と同じである。そのため、施設が新しいからではなく、名古屋市の考えとして、既存施設と同程度の数値を採用したと解釈している。

(委員)

名古屋市は厳しいとしても、せめて当施設と同規模の小牧岩倉衛生組合程度に設定できないか。小牧岩倉衛生組合の施設には、近くに福祉施設も住宅もある。東側が開発区域で、地域としても法規制の制限を受ける地域ではない。

それに対して、今回は窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素を全て 50ppm という値が最初に出されて、厳しくすると金がかかるということである。

自主規制値は安全基準の最低限ということである。施設から 300m のところに住んでいて、毎日煙突を見ながら生活する立場として、安全に配慮した施設としていただきたい。

(委員長)

環境基準はこれで十分という値である。最初から厳しい基準を出すと、事務局の予定金額よりも高い費用が必要となり、オーバーして採用されないことになる。

費用をかけないで、より低いレベルを提案させるために、自主規制値を使っていくことが有効である。

p.7の書き方(より厳しい規制値を採用すると費用が増加する)では、このような誘導ができない。予算ありきに見えるので、事務局にはそこを考慮してほしい。公害防止準備委員会では、金額の妥当性は判断できない。12億が高いか安いかわかりかねる。費用対効果を議論する場ではない。

自主規制値の妥当性をどう説明するかについては、ヒートアイランド現象で、施設から離れたところに影響を与える傾向が高まっている。犬山市のほうが江南市よりも影響が大きいことも考えられる。近いか遠いかではなく、発生源でどう対処するかを議論する必要がある。危険なレベルではないことを説明した方がいい。ここでお金の問題を出す必要はない。

(事務局)

安全性の問題については、p.8に法規制値・自主規制値が掲載されているが、法規制値を守れば安全と考えている。例えば、塩化水素の法規制値と自主規制値を比較すると、法規制値430ppmに対して提案は50ppmである。他施設で10~30ppmとのことだが、430ppmに対して、20ppmならよくて50ppmではいけないということはない。実際には、煙突による拡散の問題なので、それはアセスで検証し、問題がある場合は規制値をより厳しくする等の対応を行う。しかし、アセスの結果はまだわからないので、他の施設も参考にし、430ppmに対して50ppmならば安心であるとして提案した。どこまで安心をとるかは、組合の判断となるが、費用も考慮して決める必要がある。

(委員長)

安全は科学的なものであるのに対し、安心は社会的なものである。提案は科学的根拠に基づいた安全基準であることを説明してもらえれば不安感に対する回答になる。もし何かあったら対策を講じることになっている。全体の流れの中の説明がある方が理解されやすい。

(委員)

p.2を見たときに、どこと比べるかを考えると、規模が近く、地元住民も何度か見学に行っている小牧岩倉衛生組合と照らし合わせるのが一般的と考える。2014年に稼働した施設にも関わらず、30、20、30ppmとしている。10年後に稼働する施設がそれより高いということは、この委員会はどうなっているのだということになる。委員会自体が問われることになる。

お金の問題が書いてあるが、名古屋市は値までするとこのような費用はかかるかもしれないが、せめて小牧岩倉衛生組合と同等程度におく必要があるのではないかと。

この表を見ると納得できない。費用については、国との負担割合はわからないが、江南市のみならず、4市町で負担するものである。規制値については近隣住民に大きく影響するので、説明できないと困る。小牧岩倉衛生組合に合わせたときの費用と、各市町の負担

額も知っておいた方が、説明には役立つのではないか。

(委員長)

p.2は、稼働15年以内の施設というだけで、処理方式は様々であり、単純に比較はできない。小牧岩倉衛生組合は熔融方式であり、排ガス処理が乾式か湿式かによっても異なる。処理方式が類似のものと比較しないと意味がない。また、名古屋市は最終処分場の問題で、厳重に基準値守らないと処分場で受け入れられないという事情もある。数字を一人歩きさせないように処理方式と合わせて提案すべき。

(事務局)

処理方式は、来年の事業者選定時のメーカー提案で決まる。最初から1つの処理方式に絞ると参加事業者が少なくなるため、特定の処理方式を定めずに3つの処理方式から提案を受けることとした。来年の今頃には決まる。

(委員長)

昨年度も処理方式を絞り込んでいるが、それ以前にも絞り込みをしていたと思うが。

(事務局)

新ごみ処理施設整備計画の中で8方式から4方式に絞り、昨年度のごみ処理方式検討委員会での検討結果を踏まえ、3方式に絞り込んだ。3つの方式であればどれになっても影響ないということで、メーカーから、入札時に提案してもらうことになった。

(委員長)

処理方式によって、対応可能な濃度の高低があると思う。熔融を入れるかどうかによって異なる。3つの方式でも少しずつ違うはず。処理方式が決まると、自主規制値の妥当性を判断できると思う。処理方式がないと、p.2のデータは使いようがない。

(事務局)

3つの処理方式とは、ストーカ式焼却炉+灰の外部資源化、ガス化熔融炉・シャフト式、ガス化熔融炉・流動床式の3つであり、どの方式であっても、規制値は満足できる。炉によって排ガスの値が異なっても、排ガス処理装置次第でクリアできる。ただし、クリアするための金額に違いは出てくる。規制値を決めれば、メーカーは対応可能である。

最新の施設なので、もっと厳しい値でもよいのではないかというご意見については、新しい炉でも緩い値としているところもあるし、古くても厳しい値を設定しているところもある。お金をかければ規制値を厳しくすることができる。安心のレベルをどこに設定するかを検討し、規制値を採用した結果がこれであると考えられる。

また、小牧岩倉衛生組合と同じ基準値を採用した場合の増加費用について、建設費は、新しい設備を作るか作らないかなので、基準値に比例しないが、維持管理費は薬剤の量で決まるので、10ppmを30ppmにすれば、維持監理費は半分くらいになる可能性がある。正確な値はメーカーヒアリングが必要である。

(委員長)

薬剤の使い方を具体的に説明されたい。

(事務局)

例えば酸性物質を中和処理するため、アルカリ性の薬剤を入れる。イメージとして 50ppm に相当する量の塩酸があれば、50ppm 相当のアルカリ薬剤を入れる。実際には、排ガス中の対象物の濃度と排ガス量を掛けた量に対して、基準値まで落とすために必要な薬剤の量を入れることになる。

(委員長)

塩化水素は、水に通せば塩酸として回収できるが、水処理はどうするのか、また、固形物になればその処分も必要。資源化するにも費用がかかる。

一方、反応しない薬品が出るということであったが、必要な量だけ入れればよいのではないか。無駄になるというのは、システムが不完全なのではないか。

(事務局)

具体的には、石灰などを使う。完全に混合できれば必要な量だけ入れればよいが、実際には未反応のものも出て来るので、安全側をみて、多少混ざらないものが出てきても確実に反応し規制値を守るように運転している。

(委員長)

自主規制値を決めても、未反応のものが出ているとしたら、数値だけクリアすればよいということになる。システムが不完全なのではないか。未完成な制御を付けるより、発生源で制御し、超えたらストップする方が制御としては安定するのではないか。

未反応のものがでる、どこで反応するかわからないと言われると、自主規制値とは何なんだということになる。自主規制値とは、どれだけ合理性のある値なのか。

(事務局)

通常システムでコントロール可能である。入れた薬剤が完全に中で反応せずに、取り残しが出るのが未反応。完全に反応しないものがあったとしても、計器で塩化水素の濃度を常に見て、規制値以下、例えば 50ppm ならば 30~40ppm で運転して、塩化水素濃度が増加したら薬剤の量を増やし、安定したら減らす。自主規制値よりも低い値で運転しないと超えてしまう。システムとしては安定しており、コントロールが可能である。

(委員長)

自主規制値の妥当性を説明してほしい。下げることの影響は、今の説明では理解しにくい。上がってきたら困るのでコントロールするということは、数値の説明にならない。

(事務局)

法規制値以下であれば安全は担保できる。安心のためにどこまで自主規制値を下げるかについて、近隣の例を調査した。24 施設のうち、1 項目でも規制値を超えている施設が約半数、全項目で環境基準値を超えているのが 5 施設であった。費用をかければ規制値を厳しくすることはできる。お金をいくら払って安心を買うかという話については、本委員会

が決定する問題ではあるが、排ガス処理の湿式、乾式の違い、脱硝反応塔という特別な設備を付けなくてもクリアできる値ということで今の値を提案した。

法規制値の 430ppm (処理前は 1500ppm) から 50ppm にするのと、30ppm にするのとでは、安全性はさほど変わらない。そこに追加費用を払うメリットは小さく、50ppm でも安全だということは伝えたい。

(委員)

数値が安心につながる。安全は法規制以内ならよいことは理解した。安心について、小牧岩倉衛生組合が厳しい値に設定したことを否定するということか。小牧岩倉衛生組合の基準値は、彼らの考えで決めていることだと思うが、普通に考えると、低い値の方が安心であるにも関わらず、名古屋市の基準は必要ない、50ppm で十分という根拠を示されたい。

(事務局)

安全までは数値で話ができるが、小牧岩倉衛生組合や名古屋市も安心のための数値を決めている。これで良いという正解があれば、日本全国同じ規制値になる。絶対守るべき規制値に対して、どこまで下げるかは各施設や市町村の考えで決めている。

名古屋市は、最初どうだったかがわからないが、一度厳しい基準を設定したので、以後もそれを倣っていると思われる。一方、最近の施設でも、緩い値を採用している例もある。どちらも安全性は問題ない。安心の値が 50ppm か 30ppm かを説明するのは非常に難しい。当施設では、特別な追加設備が不要で対応できる範囲の中で、最も厳しい数値を選んだ。

(委員)

小牧岩倉衛生組合の施設は熔融炉ということなので、尾張北部環境組合でも同じ技術になる可能性はある。小牧岩倉衛生組合は特別な施設を付けているのか。こちらはその施設をつけないからというならわかるが、同じ設備で値が違うのは説明がつかない。技術的に可能で、お金もあまり変わらないなら、低い方がいいということになる。

(事務局)

小牧岩倉衛生組合がどのような経緯で数値を決定したのかは把握できていない。

(委員長)

小牧岩倉衛生組合の施設は犬山市に隣接しているため、犬山市にも意見を求めてきた。環境審議会でも検討し、採用する処理方式が決まっていたことから、そのシステムで技術的に可能な数値を意見書として出した。

(委員)

小牧岩倉衛生組合と一緒にしろという意味ではないが、その方式(熔融炉)であれば、特別な対策もなく、同じ金額で 30ppm などの基準を達成できるということか。

そうであれば、今回検討している 50ppm と設定するのは意味がないように感じる。同じ金額で達成できるなら、より厳しい 30ppm でよいのではと考えてしまう。

基準を出すと、メーカーは経費を抑えるため、50ppm ギリギリで運転する計画で見積もると思う。それが 30 であればそのギリギリにすると思う。

どの処理方式でも達成可能であれば、数値を厳しくしてもいいのかなと感じた。  
50ppmの根拠がなくなっている気がする。

(委員長)

50ppmを規制値とした場合、実際にはどのくらいの濃度で運転制御されるのか示されるとわかりやすい。

小牧岩倉衛生組合の場合はシステムが提示されていたから、意見を出せた。  
数値の提案ではなくシステムの提案で、議論の仕方が違うのは確か。

(事務局)

50ppmを、30ppmや逆に60ppmとすることで、費用がどの程度変わるかは正確にはメーカーにヒアリングしないとわからないが、基本的に数字を厳しくすれば費用が高くなるのは確実である。小牧岩倉衛生組合では脱硝反応塔を付けていると思う。(後ほど、脱硝反応塔が付いていることを確認。)しかし50ppmなら、脱硝反応塔が無くても対応できる。

(委員)

敷地的には、脱硝反応塔を付けることはできるのか。

(事務局)

お金は高くなる。また、脱硝反応塔を付けると施設も少し大きくなる。敷地に収まるかどうかはメーカー判断となるが、必要スペースは増えるため、配置できたとしてもゆとりがなくなる可能性もある。

(委員)

予算がないからと言われれば仕方ないが、予算が決まっていなければ、もっとお金出して作ってよいと思う。安全ということは十分分かっているが、他の施設と比較してお金だけの問題ならやってよ、と考える。

(事務局)

事務局で考えを整理するため、一端休憩としたい。

(委員長)

次の点は留意されたい。費用の問題は本委員会で議論することではない。

安心というのは、少し下げただけでも得られる。50ppmと30ppmの設備費を併記して説明してはどうか。

50ppmで十分安全であると考えているが、安全と安心は違うので、地元が安心を得られる値を本委員会で示すことは出来ると思う。最終的にはシステムを決める委員会で判断されることになると思う。

(休憩)

(事務局)

安全については問題ないとはご理解いただいていると考えている。安心については、50ppm と設定すれば 50ppm を必ず守らせることを、組合が責任をもって、事業者を選定していく。稼働後も数値を守る。どのようなシステム・方法で確実に守れるかに重きをおいて事業者に求めていくので、本施設の数値については提案どおりでお願いしたい。

(委員長)

次の段階に行くときに、自主規制値は絶対守る値であること。変動は運転しないとわからないが、より低い値で運営することを誘導することで、皆様も安心されるのではないか。

(事務局)

選定委員会でもそれぞれの立場から厳しいメスをいれてもらう予定である。

(委員)

中般若区としては了承しかねる。

(委員長)

選定委員会は、専門家により議論される。素朴な地元住民の疑問を無視しないで欲しい。結果を地元伝えることで安心が保証されていくのではないか。地元との協議/納得が必要で、そのためにどのような施設とするか、環境に対してどうかなどを事務局が管理するのが地元の安心につながる。

全体の意見として、可能な限り下げてほしいという強い意見、少数意見として反対意見があったことを付記することとして、事務局案を承認する。

次回以降も、説明は、具体的にわかりやすく、数値の持つ意味も含めてお願いしたい。

### 3 その他

(事務局)

次回委員会の連絡を行った。

日時：2月20日（木）14時～

場所：草井会館

以上